

# ブルネイにおける特許出願制度概要



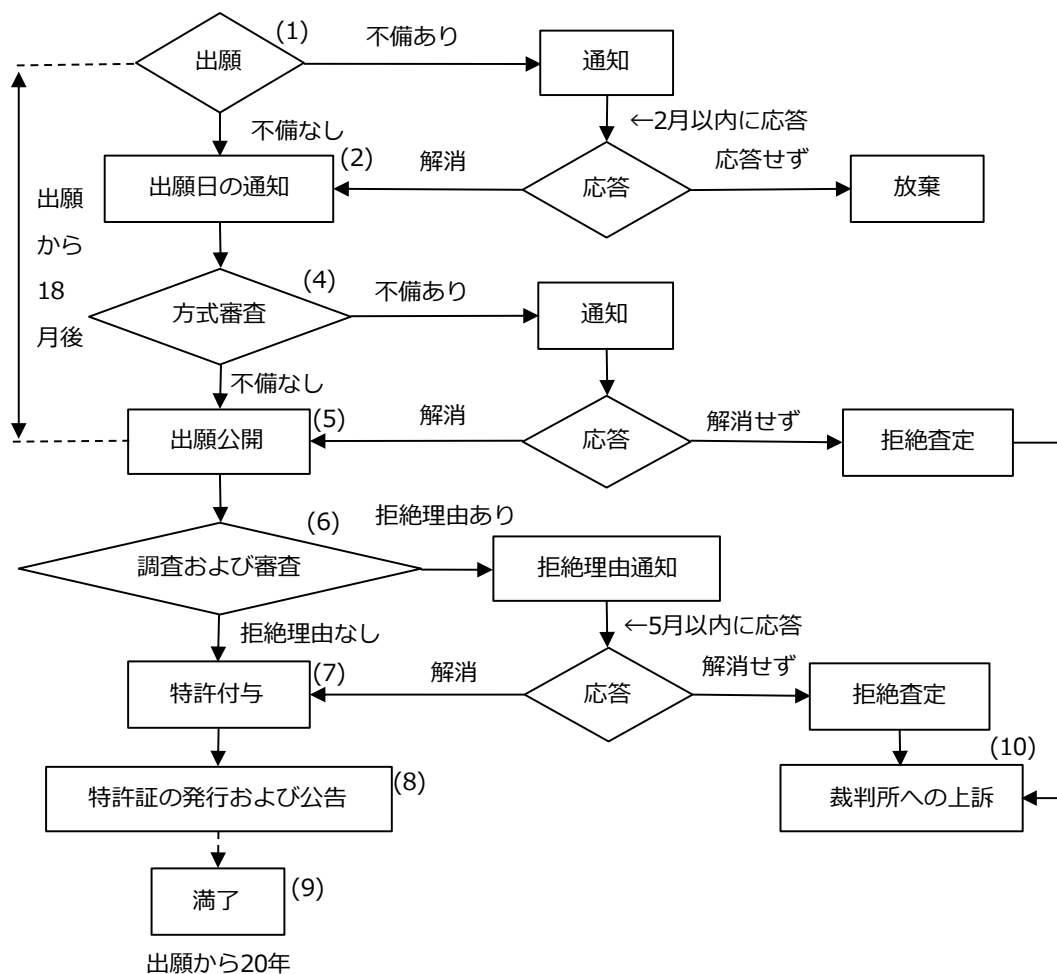
オンダ国際特許事務所  
(ONDA TECHNO Intl. Patent Attys.)

金森晃宏  
(弁理士)

特許業務法人オンダ国際特許事務所は1968年に岐阜において設立。金森氏は、2006年に同事務所に入所。2010年に弁理士登録。入所以後、特許業務に従事し、東南アジアの知財業務も担当。2014年4月より日本弁理士会からの初代研修生としてジェットロに出向し、2014年10月～2016年3月までジェットロバンコク事務所に在籍。2016年4月～2018年3月の間、日本弁理士会国際活動センター アジア・オセアニア部委員を務める。ジェットロバンコク事務所が実施した調査事業、「ASEAN 主要国における日本の地名等の商標登録実態調査（2016年度）」および「ASEAN 法律事務所調査（2017年度）」にも協力。

## ■特許出願手続の流れ

ブルネイにおける特許出願手続の流れに関し、以下にフローチャートを示す。チャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。



## ■ 詳細および留意点

### (1) 出願

- ・ 記載言語は、英語であり、出願書類には下記のものを含める（特許令第 25 条）。
  - (a) 特許付与を求める願書
  - (b) 発明の説明、クレーム、および発明の説明またはクレームにおいて言及されている図面を含む明細書
  - (c) 要約
- ・ 優先権を主張する場合、最初の出願がなされた日から 12 月以内に英語で出願しなければならない（特許令第 17 条）。
- ・ 国際特許条約に基づく国際特許出願（PCT 出願）の場合、優先日または国際出願日から 30 月以内に国内移行手続を行わなければならない、PCT 出願が英語以外の言語でなされた場合には、同期間内に翻訳文を提出しなければならない（特許令第 83 条、特許規則 92）。
- ・ 出願人は、原出願が取り下げられ、放棄されまたは特許を付与される前であれば分割出願を行うことができる（特許令第 26 条（11））。
- ・ ブルネイには、実用新案制度がないため、実用新案登録出願への変更出願は認められない。
- ・ 日本国特許庁で特許可能と判断された発明を有する特許出願については、特許審査ハイウェイ（PPH）を利用することができる。

### (2) 出願日の通知

- ・ 特許出願の出願日は、登録局に提出される書類が次の条件を満たす最初の日となる（特許令第 26 条（1））。
  - (a) 当該書類において、特許を求めていることを表示していること
  - (b) 当該書類において、特許出願人を特定していること
  - (c) 当該特許出願を求める発明の説明であるものまたは説明であると見られるもの、優先権を主張する場合には、優先権情報および優先権証明書
- ・ 要件を満たさない場合には、登録官から出願日を取得するために他に何を提出しなければならないかが通知され、通知から 2 月以内に出願人は書類の提出等がで

きる（同条（3）、特許規則 29）。書類を提出しなかった場合には、出願は放棄されたものとして取り扱われる（同条（4））。

- ・要件を満たす場合には、当該特許出願の出願日が通知される（同条（6））。

### （3）特許要件

- ・発明が特許されるためには、新規性、進歩性、産業上の利用可能性が必要である（特許令第 13 条）。このうち、新規性については、優先日または出願日の前 12 月の新規性喪失の例外の適用（グレースピリオド）が認められる（特許令第 14 条）。
- ・公表または実施により不快な、不道徳なまたは反社会的な行動を助長することが一般的に予想される発明は、特許性がない（特許令第 13 条（2））。
- ・外科若しくは治療による人若しくは動物の体の処置方法または人若しくは動物の体に施す診断方法の発明は、産業上利用可能であるとは認められず、特許を受けることができない（特許令第 16 条（2））。

### （4）方式審査（予備審査）

- ・出願日を認められた出願は、登録官により方式要件を満たすか否かの審査が行われる（特許令第 28 条）。
- ・方式要件を満たしていない場合には、その旨が出願人に通知される（同条（4））。出願人は、登録官の決定に対して意見を述べることも、または補正をすることができる。不備が解消しない場合、登録官は、出願を拒絶することができる（同条（5））。
- ・方式要件を満たしている場合には、その旨が出願人に通知される（特許令第 29 条（1））。

### （5）出願公開

- ・出願日を認められた出願は、出願日または優先日から 18 月後に公開される（特許令第 27 条、特許規則 33）。

## (6) 調査および審査

・出願人は、調査および審査について、以下の4つのオプションの1つを選択できる（特許令第29条）。

（オプション1）調査の請求後、審査の請求

（オプション2）調査および審査の同時請求

（オプション3）所定の特許庁に行われた対応外国出願またはPCT出願の調査結果に基づく審査の請求

（オプション4）所定の特許庁に行われた対応外国出願またはPCT出願の調査および審査結果の利用

・オプション1では、出願日または優先日から13月以内に調査の請求をしなければならず、出願日または優先日から21月以内に審査の請求をしなければならない（特許規則40, 45（1））。

・オプション2では、出願日または優先日から21月以内に調査および審査の請求をしなければならない（特許規則45（1））。

・オプション3では、出願日または優先日から21月以内に審査の請求をしなければならない（特許規則45（1））。

・オプション4では、出願日または優先日から42月以内に請求しなければならない（特許規則45（4））。

・所定の特許庁は、オーストラリア、カナダ(英語出願)、日本、ニュージーランド、大韓民国、イギリス、アメリカの各特許庁、および欧州特許庁（英語出願）が該当する（特許規則42）。

・調査および審査は、オーストリア特許庁、デンマーク特許商標庁およびハンガリー特許庁のいずれかによって行われる（特許規則2（3））。

・拒絶理由が発見された場合、出願人に対して審査官の見解が書面で通知され、出願人は、通知から5月以内に意見の陳述、補正等により応答することができる（特許規則48（1）、（6））。

## (7) 特許付与

・特許付与の条件がすべて満たされた場合に特許が付与される（特許令第30条）。

(8) 特許証の発行および公告

- ・特許の付与後、特許の所有者に特許証を送付し、特許が付与された旨を公告する（特許令第34条）。

(9) 存続期間

- ・特許の存続期間は、出願日から20年である（特許令第35条）。

(10) 不服申立て

- ・登録官の決定に対しては、裁判所へ上訴することができる（特許令第87条）。

■ ソース

ブルネイ特許令

ブルネイ特許規則

ブルネイ知的財産庁ウェブサイト

<http://www.bruipo.gov.bn/SitePages/patent.aspx>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)